# 第1編総論

# 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

### (1) 町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び和歌山県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、日高町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 緊急対処事態への対処

第5編 復旧等

### 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、日高町国民保護協議会の意見を尊重する とともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

# 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう 努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と

平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めると きは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民 は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断 するものであることに留意する。

### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

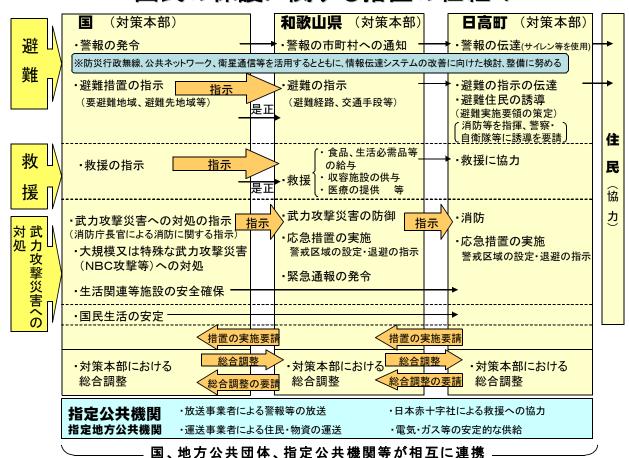
町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

# 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、 国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

# 国民の保護に関する措置の仕組み



### ○町の事務

_ , ,,,,						
機関の名称	事務又は業務の大綱					
	1 国民保護計画の作成					
日高町	2 国民保護協議会の設置、運営					
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営					
	4 組織の整備、訓練					
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難					
	に関する措置の実施					
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施					

- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

# 〇 関係機関の連絡先

機関名	所 在 地	電話・FAX
日高町役場	日高町大字高家626番地	電話 0738-63-2051
		FAX 0738-63-2923
日高町保健福祉総合センター	日高町大字小中1308番地	電話 0738-63-3650
		FAX 0738-63-3419
和歌山海上保安部	和歌山市築港3丁目43番地	電話 073-402-5850
		FAX 073-402-5854
和歌山県 総務部 危機管理局	和歌山市小松原通1-1	電話 073-441-2273
危機管理室		FAX 073-422-7652
日高振興局 総務室	御坊市湯川町財部651	電話 0738-24-2905
		FAX 0738-24-2906
日高振興局 健康福祉部	御坊市湯川町財部859-2	電話 0738-22-3481
		FAX 0738-22-8751
日高広域消防本部	日高町大字萩原930-1	電話 0738-63-1119
		FAX 0738-63-3498
御坊警察署	御坊市湯川町財部237-1	電話 0738-23-0110
		FAX 0738-23-2272
関西電力㈱和歌山支店	和歌山市岡山丁40	電話 073-422-4150
		FAX 073-427-4309
西日本電信電話㈱和歌山支店	和歌山市一番丁3	電話 073-421-9257
災害対策室		FAX 073-432-6974
西日本旅客鉄道㈱和歌山支社	和歌山市美園町5-22	電話 073-425-6094
総務企画室		FAX 073-425-6096
御坊南海バス株式会社	御坊市薗37	電話 0738-22-1020
		FAX 0738-23-3369
中紀バス株式会社	由良町里480-3	電話 0738-65-2222
		FAX 0738-65-2510
日高医師会	御坊市薗290	電話 0738-22-3144
		FAX 0738-23-5472
国保日高総合病院	御坊市薗116-1	電話 0738-22-1111
		FAX 0738-22-7140
御坊市	御坊市薗350	電話 0738-22-4111
		FAX 0738-32-2324

美浜町	美浜町和田1138-278	電話	0738-22-4123
		FAX	0738-23-3523
由良町	由良町里1220-1	電話	0738-65-0200
		FAX	0738-65-0282
印南町	印南町印南2252-1	電話	0738-42-0120
		FAX	0738-42-0662
みなべ町	みなべ町芝742	電話	0739-72-2015
		FAX	0739-72-1223
日高川町	日高川町大字土生160	電話	0738-22-1700
		FAX	0738-22-8779

### ※ 県との通信途絶の場合

機	関 名	所 在 地	電話・FAX
陸上自衛隊	第37	和泉市伯太町 官有地	電話 0725-41-0090
普通科連隊			FAX 0725-41-0090
海上自衛隊	呉総監部	呉市幸町8-1	電話 0823-21-4193
			FAX 0823-22-5692
航空自衛隊	中部航空方面隊	狭山市稲荷山2-3	電話 04-2953-6131
			FAX 04-2953-6131
自衛隊		和歌山市築港1-14-6	電話 073-422-5116
和歌山地方協	<b>岛力本部</b>		FAX 073-432-5118

# 第4章 町の地理的、社会的特徴

日高町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

日高町は、和歌山県紀伊半島西部海岸沿いのほぼ中間点に位置し、南は御坊市と美浜町、北は由良町、東は日高川町及び広川町に接し、西は紀伊水道に面している。

平地部は、御坊市及び美浜町に隣接の日高平野北部地域及び西川の上・中流、支流 志賀川に沿って放射状に広がり、これらを囲む背後地と海岸線の背後地は、中小起伏 で形成された山地となっている。

海岸部は、浜部と岩礁部からなるリアス式海岸で海岸線を形成している。 町の総面積は、46.42kmで約3分の2は森林が占めている。

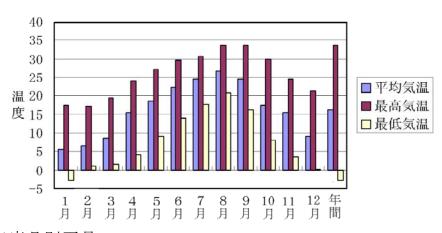
## (2) 気候

日高町は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間に位置し、平成17年の平均気温は、16.2 Cと温暖であり、年間降水量は、1,270 mmと県下の中では比較的降水量は少ないほうである。

## • 平成17年月別気温

気温	1月	2月	3月	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均	5.5	6.6	8.5	15.4	18.6	22.3	24.6	26.8	24. 5	17.3	15.5	9.0	16. 2
最高	17. 3	17. 1	19.4	24.0	27.3	29.7	30.6	33.5	33. 5	29.9	24.6	21. 2	33.5
最低	△2.8	1. 1	1.6	4.2	8.9	14.0	17.7	20.8	16. 2	8.0	3.7	0.2	△ 2.8

平成17年月別気温



### · 平成17年度月別雨量

	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
雨量	142.0	88.0	92.0	221.5	175.0	209.5

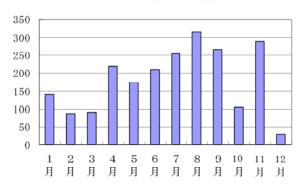
7 月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
254. 5	315.5	267.5	104.5	288.5	30.0	2, 188. 0

### • 平成17年度月別湿度

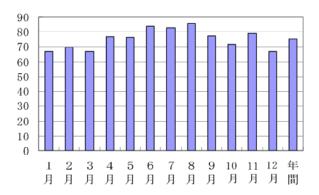
	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
平均湿度	67. 1	69.5	66. 9	76. 9	76.4	83. 7

7 )	8月	9月	10月	11月	12月	年間
82	. 5 85. 7	77.7	71.6	79.0	67. 1	75.3

平成17年月別雨量 (mm)



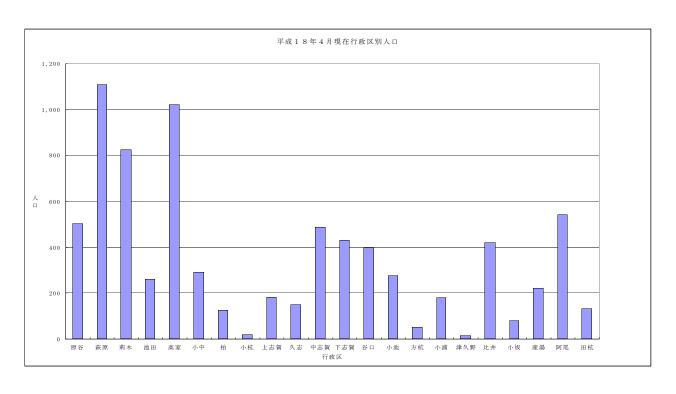
平成17年月別平均湿度(%)



# (3) 人口分布

町の人口は、JR紀伊内原駅を中心に萩原、高家、荊木地区に集中しているが近年はその3地区以外にも農地売買・農地転用等により他町からの転入者が増加している現状である。平成18年4月1日現在の住民基本台帳の人口は7,718人であり、平成17年4月1日現在の住民基本台帳の人口と比較すると約0.8%の増加となっている。

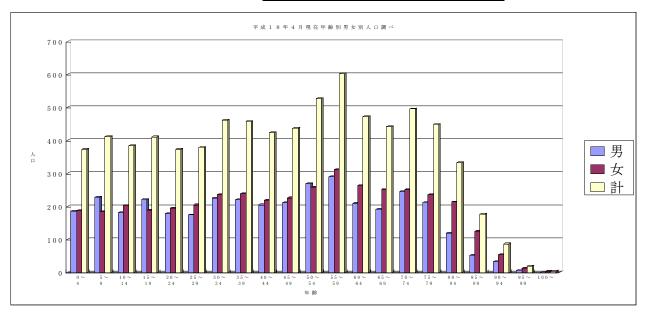
		平成 1	7年		平成18年			
行政区	男	女	計	世帯数	男	女	人口	世帯数
原谷	252	256	508	164	249	255	504	162
萩原	509	589	1,098	358	510	598	1, 108	372
荊木	390	425	815	265	392	433	825	268
池田	118	146	264	83	117	144	261	83
高家	468	521	989	323	481	539	1,020	332
小中	144	149	293	107	142	149	291	107
柏	65	64	129	37	62	63	125	36
小杭	7	9	16	12	10	10	20	13
上志賀	93	92	185	52	91	90	181	52
久志	69	80	149	51	68	81	149	51
中志賀	227	245	472	154	231	256	487	157
下志賀	210	219	429	133	210	220	430	136
谷口	195	202	397	130	193	204	397	132
小池	136	140	276	101	137	139	276	104
方杭	25	24	49	15	26	27	53	15
小浦	85	94	179	67	83	96	179	68
津久野	4	7	11	6	5	9	14	7
比井	198	220	418	151	194	226	420	146
小坂	40	39	79	28	42	39	81	32
産湯	110	116	226	73	108	114	222	72
阿尾	243	301	544	226	244	298	542	229
田杭	62	72	134	49	61	72	133	53
計	3, 650	4,010	7,660	2, 585	3,656	4,062	7, 718	2,627



平成18年4月現在年代別人口

年代	男	女	計
0~ 4	186	187	373
5~ 9	228	184	412
10~ 14	181	203	384
$15\sim 19$	222	189	411
20~ 24	178	195	373
25~ 29	174	205	379
30~ 34	225	236	461
35~ 39	220	238	458
40~ 44	205	219	424
45~ 49	211	226	437

年代	男	女	計
50~ 54	269	258	527
55~ 59	290	312	602
60~ 64	209	263	472
65~ 69	191	251	442
70~ 74	245	251	496
75~ 79	212	236	448
80~ 84	119	214	333
85~ 89	52	125	177
90~ 94	33	54	87
95~ 99	6	13	19
100~	0	3	3

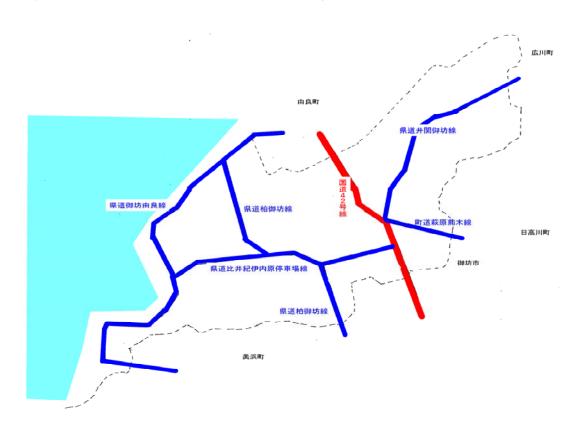


### (4) 道路の位置等

本町と他市町を結び広域的に重要な幹線道路には、国道42号、県道柏御坊線、県 道比井紀伊内原停車場線及び町道萩原荊木線、県道御坊由良線、県道井関御坊線など がある。

南北に走る道路は、国道42号の北は由良町、南は御坊市に繋がる線と、県道柏御坊線がある。また東西には、県道比井紀伊内原停車場線及び町道萩原荊木線があり、御坊市、日高川町に繋がっている。また、海岸線を南北に走る県道御坊由良線は、由良町、美浜町、御坊市と繋がっている。

北東に走る県道井関御坊線は、広川町と繋がり、広川南ICで近畿自動車道紀勢線 (湯浅御坊道路)を利用することができる。



### (5) 鉄道、バス、漁港の位置等

鉄道は、JR紀勢本線が南北に縦貫しており、町域の交通としてバスが紀伊内原 駅から阿尾方面を結ぶ路線と方杭から紀伊由良駅を結ぶ路線を御坊南海バス株式会 社と中紀バス株式会社が運行している。

漁港は、外郭施設及び係留施設がそれぞれ1,000mを超える第4種の阿尾漁港があり、100トンクラスの船舶が寄港可能である。

第1種漁港は、小浦、津久野、比井、産湯、田杭があり、町の北西部に散在している。

# 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

## 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃
- ※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しく は化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)の特徴等については、基本指針に記述。

## 2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 毒物劇物取扱所の爆破
  - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 大規模集客施設の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
  - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
  - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

### 3 町における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性

(1) 武力攻撃事態については、町の日本における地理的位置(紀伊水道に面した町、東京からの離隔度等)及び現状の国際情勢等から判断して、大規模な着上陸侵攻の

可能性は少ない。

また、小規模なゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、 西日本最大の都市が存在する大阪府に隣接することから大阪府で事態が生起した場 合に後方攪乱等を狙いとして起こる可能性があると考える。

- (2) 緊急対処事態を引き起こす攻撃手段としては、ゲリラや特殊部隊、テロ、弾道ミサイル、航空機が考えられる。
- (3) NBC攻撃については、武力攻撃事態及び緊急対処事態の「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」において想定されると考える。
- (4) その他隣接府県特に大阪府で事態が生起した場合、和歌山県に大量の避難住民の受入要請が予測される。

## ※ 町において攻撃目標として考えられる施設

町において攻撃目標と考えられる施設等としては、町等関係施設、大阪航空局南紀 白浜空港出張所御坊ボルメデ局が考えられる。